

平成15年4月21日
(社)日本租税研究協会
税務会計委員会

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の
検討状況の整理に対する意見・要望

1. 税法との整合性の確保

- ・ 減損処理を行った年度に税務上の損金として認める方向で税務当局に提言すべきである。法人税法22条4項「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」及び同74条1項「確定決算主義」を根拠に税務当局と調整して頂きたい。
- ・ 法人税法施行令60条の2の臨時償却と減損の取扱いについて税務当局と事前に調整して頂きたい。

2. 激変緩和措置

- ・ 導入までの準備期間は確保されているが、かつて、企業会計原則でも容認されていた「臨時巨額損失」のような形で概ね5～10年程度の繰延措置を可能となるように検討して頂きたい。

3. 資産のグルーピング

- ・ グルーピングの方法については、「継続的に収支の把握がなされている単位」、「管理会計上の単位(事業別・製品別・地域別)」などが例示されているが、各企業の業種業態別の考え方を明確にした設例を明示しつつ、限定的な方法を規定せずに、各企業の特性を踏まえた経営上の判断が反映できるように配慮して頂きたい。(例えば47項で記載されているように、セグメント単位のような単位で判断すべきことに合理性がある場合は認めるべきである。)

4. 減損の兆候

- ・ 減損の兆候にあたるものが例示的に列挙されているが、これら全てに該当しないことが確認されて初めて兆候に該当しないこととされているが、実務上の負担が大きいため減損の兆候にあたらないケースを設けるように検討して頂きたい。

- ・「継続してマイナス」の判断に関しては、過去からの継続的な赤字経常等の画一的な形式基準ではなく、経営実態を反映した将来事業計画を反映することが認められるようにして頂きたい。また、一時的に発生する資産の評価損等については含めないようにして頂きたい。
- ・営業活動から生じるキャッシュ・フローの算出方法について引き続き検討するとあるが、過度な実務負担とならないよう、極力簡便な処理を容認するように検討して頂きたい。
- ・「営業活動から生ずるキャッシュフローが継続してマイナスである場合」における「継続して」は2期を例示しているが、1回の景気減退が期末から期首にまたがることにより2期連続の赤字が発生する可能性は高く、単なる景気循環の影響が入り込むこととなる。従って最低でも3期連続による判断として頂きたい。また、事業立ち上げ時については、事業の業態等を勘案して頂きたい。
- ・「市場価格の著しい下落」の判断基準としておおむね30%程度以上下落した場合を採用する方向性で検討されている。固定資産の特質、特に流動性が十分に確保されていない点に鑑み50%程度以上の下落を容認していただきたい。また、減損損失の戻入れを行わないことを前提とすれば、著しい下落であるかどうかについて「将来の回復の可能性が見込めないこと」も判断要件として頂きたい。
- ・「経営環境の著しい悪化の場合」については、画一的な形式基準ではなく、経営実態を反映した将来事業計画を反映することが認められるようにして頂きたい。

5. 減損損失の認識・測定

- ・「主要な資産」はグルーピングを行う際に決定されるが、その後の経済情勢等により変化する可能性もあり、その取扱いを明確にして頂きたい。また、土地や一部の無形固定資産など非償却資産を主要な資産とする場合、その占める割合として「30%以上」と定義されているが、減価償却資産の減価償却により比率が変動すること等から数値基準を一律に強制されないようにして頂きたい。

- ・ 減損損失を認識・測定する際に、正味売却価額算定における市場価格には、土地の場合、公示価格等4種類の土地の価格が示され、市場価格がない場合に不動産鑑定士等の評価を行うこととされているが、時価については公示価格を原則として、公示地価のない地点については相続税路線価を80%で割り戻した数値による評価として頂きたい。これは、減損損失の認識・測定の都度、不動産鑑定士等に土地の評価を行うことは、コスト増になり事務手続きが煩雑になるためである。
 - ・ 税法耐用年数経過後も使用可能な資産があるが、「経済的残存使用年数」に使用する年数を例示し、企業の実態により選択適用できるようにして頂きたい。
6. 使用価値の算定に際して用いられる割引率
- ・ 当該企業の平均調達金利等の簡便な手法も認められるようにして頂きたい。
7. 表示及び開示
- ・ 割引率を各企業の機密情報に該当するため開示を行わないよう検討して頂きたい。
8. その他
- ・ 建設仮勘定を含めて減損処理を行うと、資産のグルーピング等において実務上困難ではないかと思われる。また、固定資産の取得原価が本来の投資総額を示せなくなるが会計上それでいいのか疑問である。
 - ・ 減損会計の適用を証取法上の監査対象会社のみにして頂きたい。土地の評価方法、割引率の計算方法などについて、対外発表・内部管理の観点から関連子会社間で一定の基準の統一が必要であり、重要性の原則・親会社の負荷等の観点からお願いしたい。